



瀬戸内市在住者への奨学金半額免除



平成 29 年度以降に奨学生として新たに決定された方を対象とした、返還期間中一定の要件を満たす場合、返還額の半額が免除となる新制度です。

【1. 対象者】

返還期間中に以下の要件をすべて満たす人は申請に基づき、その年度の返還分の半額を免除することができます。

- ①前年度の 1 月 1 日から引き続き瀬戸内市に住所を有していること
- ②就業、または起業していること
- ③返還計画が貸与を受けた月数の 2 倍～3 倍の期間であること

【2. 申請方法】

令和 8 年 4 月 15 日（水）までに下記書類を瀬戸内市教育委員会に提出ください。

(1) 提出書類

- ①瀬戸内市奨学金返還免除申請書
- ②申請年度 4 月 1 日以降に発行された住民票
- ③申請年度 4 月 1 日以降に取得した就業等を証する書類（様式任意）
- ④申請年度 4 月 1 日以降に取得した納税証明書（ただし、前年度非課税の場合は所得課税証明書）等前年度の市税の滞納が無いことを証する書類

(2) 提出期限

令和 8 年 4 月 15 日（水） 締切

※本制度を継続する場合には、毎年度申請が必要です。

※③就業等を証する書類に、勤務の日数や勤務時間等が記載されていない場合は、前年度の所得を証する書類も併せて提出してください。（例：源泉徴収票の写し）

※①は Web サイト（<https://www.city.setouchi.lg.jp/site/kyouikuiinnkai/2186.html>）でもダウンロードできます。②④は市役所窓口にて取得をお願いします。③は就業先へ依頼ください。

【3. 注意事項】

①次の場合は半額免除の対象となりません。

- ・市税や返還すべき奨学金を滞納している場合
- ・返還計画を前倒しして返還する場合

②平成 28 年度以前に奨学生として決定された人は、この制度の対象とはなりません。

【提出先・本件担当】

瀬戸内市教育委員会 総務学務課

〒701-4392 岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓 4911

TEL：0869-34-5640 / FAX：0869-34-4790

Q. 半額免除が決定したら、いつまで免除が続きますか？

- A. 4月に申請書を提出していただき、当該年度のみ半額免除を実施します。
引き続き瀬戸内市に在住の場合は、次年度以降も毎年申請してください。

Q. 返還の途中で瀬戸内市在住になった場合でも、半額免除は受けられますか？

- A. 4月に申請書を提出していただき、半額免除が決定した場合には受けられます。

Q. 瀬戸内市に住んでいれば、次年度以降の奨学金についても半額免除で繰り上げ返還ができますか？

- A. 卒業の次年度に立てられた返還計画に沿った範囲のみ半額免除となります。
繰り上げ償還に関しては半額ではなく、元々の金額でのみ可能となります。

Q. 年度の途中で瀬戸内市外へ転居したら、その月以降は半額免除がなくなりますか？

- A. 4月に免除対象として認められた場合は、転居等が行われたとしても当該年度は半額免除となりますが、次年度より半額免除対象外となります。